

東京大学に所属する学生の皆さんへ ～情報倫理・SNS 利用等に関するガイドライン～

情報機器やネットワークの普及で個人から全世界への情報発信も容易に行えるようになった現在、大学生一般に、情報倫理にかかる行為も安易な意識で行われがちとなっています。

本学では、「情報倫理・コンピュータ利用ガイドライン」のほか関連規程等が設けられており、学内構成員に注意喚起が行われているところですが、情報倫理・SNS 利用等について特に学生の皆さんに注意していただきたいことを本ガイドラインに記載しています。

ぜひご確認いただき、学内外における活動や私生活においても、本学の学生として情報倫理を遵守してください。

○SNS 等での情報発信に関する注意

SNS 等における不適切なつぶやきや情報発信は、一度行ってしまうと、第三者により内容が保存・拡散され、個人の情報も特定・拡散されるなどの事態につながることがあります。“匿名”、“仲間内だけ”、“この程度なら”といった意識で何気なく行ったものであっても、取り返しのつかない事態（個人情報の拡散、高額の損害賠償請求など）に陥る場合があることに十分留意してください。

○情報倫理に関わる非違行為の例

例えば次のような行為は、情報倫理に関わる非違行為に該当します。

- ・ SNS 等において法令やモラルに反する書き込み（違法行為の示唆・帮助、他者への差別・誹謗中傷、アルバイトや学内業務で知り得た守秘義務に抵触するもの等）をする
- ・ 本人（全員）から了承を得ずに、他人の顔写真やサークル名簿等をウェブ上で掲載する
- ・ 違法に配信されていた映画や音楽ファイルをそれと知りながらダウンロードする
- ・ インターネットで見つけた他人の文章を切り貼りし、自分のレポートとして提出する
- ・ 「東京大学〇〇研究会」等の名義を称するウェブサイトを私的に開設し、大学の名のもとに行うものとして不適切な情報発信や営利目的活動等に使用する

本学の学生・学生団体としての名義や立場を称してインターネット上で行われる情報倫理に反する行為について、大学への苦情や問合せ等が寄せられる事例も発生しています。

このような非違行為は懲戒処分などの対象にもなり得る（東京大学学生懲戒処分規程第3条第5号）ものですので、情報倫理に反する不適切な行為は厳に慎んでください。

○本学の提供する情報システム（ネットワークを含む）の利用

「情報倫理・コンピュータ利用ガイドライン」において、本学の提供する情報システム（ネットワークを含む）の利用は教育・研究に関する目的に限定されており、この目的に沿わない次のような不適切な行為、違法行為、倫理に反する行為を禁じています。

- ・不適切な情報発信・公開の禁止
 - (1) 本名以外（匿名・偽名）による情報
 - (2) 知的財産権・肖像権を侵害する情報
 - (3) 差別・誹謗中傷にあたる情報
 - (4) プライバシーを侵害する情報
 - (5) わいせつな情報
 - (6) 教育・研究を妨害する情報
 - (7) 他者の業務・作業を妨害する情報
 - (8) 虚偽の情報
 - (9) 守秘義務違反にあたる情報
 - (10) 教育・研究活動における機微情報
- ・著作物の不正利用の禁止
- ・大量ダウンロードの禁止
- ・アカウント（ID・パスワード）の盗用・貸与の禁止

詳細については、本学ウェブページ内の「東京大学情報倫理ガイドライン」
(<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/cie/ja/index.html>) に情報倫理・コンピュータ利用ガイドラインやその他関連規程や参考情報等が掲載されていますので、ぜひご確認ください。